二　新設する事業所の名称及び所在地

名称	所在地
検査第二サービスセンター	神奈川県川崎市川崎区新川通11番3号
室蘭事業所	北海道室蘭市海岸町一丁目無番地
秋田事務所	秋田県秋田市土崎港三丁目8番16号
小名浜事務所	福島県いわき市小名浜字定西264番地の5
君津事務所	千葉県木更津市築地1番地1
和歌山事業所	和歌山県和歌山市松江西一丁目1番36号
宇部事務所	山口県宇部市港町一丁目5番5号

三　新設年月日

㈠　平成二十八年十一月一日（秋田事務所を除く。）

㈡　平成二十九年一月一日（秋田事務所に限る。）

○環境省告示第百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年十月三十一日

環境大臣　山本　公一

一　名称

屋我地鳥獣保護区

二　区域

沖縄県名護市及び今帰仁村の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間に位置し、屋我地島及び我部祖河川下流域の陸域並びに羽地内海及び屋我地島周辺の海域から成る。海域は、全体の約三分の二を占めているが、陸域周辺の浅海域は干潟が発達しており、沿岸域にはマングローブ林が、陸域には畑、森林及び草地が見られるなど、多様な自然環境が存在している。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、屋我地島周辺海域に見られる岩礁は、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等が渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについては、千羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大規模かつ重要な集団営巣地である。このほか、浅海域には海草類が分布し、ジュゴンの食痕も確認されており、ジュゴンの採餌場所として利用されている。また、陸域は、サシバ等の休息地及び越冬地となっているなど、当該区域は多様な鳥獣により利用されている。

このように、当該区域は、シロチドリを始め多くの渡り鳥の渡来地として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内

ハ　無秩序な海面利用型レクリエーションによる鳥獣の繁殖や生息への影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、屋我地鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年十月三十一日

環境大臣　山本　公一

一　名称

屋我地特別保護地区

二　区域

沖縄県名護市及び今帰仁村の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

㈠　特別保護地区の指定目的

当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間に位置する羽地内海の区域である。干潟が発達する浅海域で、環境省が作成した第四次レッドリストに掲載されている七十三種を含む六十四科百八十五種の貝類が確認されているなど、多様かつ豊富な底生生物が生息している。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、屋我地島周辺海域に見られる岩礁は、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等が渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについては、千羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大規模かつ重要な集団営巣地である。

このように、当該鳥獣保護区の中でも、羽地内海は、多くの渡り鳥が渡来し、繁殖地、休息地及び採餌場所として利用されていることから、特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

㈡　特別保護地区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ハ　無秩序な海面利用型レクリエーションによる鳥獣の繁殖や生息への影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

○防衛省告示第二百十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、昭和三十八年八月十五日防衛庁告示第百六十三号（自衛隊地方連絡部の出張所の名称及び位置を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月三十一日から適用する。

平成二十八年十月三十一日

防衛大臣　稲田　朋美

昭和三十八年防衛庁告示第百六十三号の表中

自衛隊大阪地方協力本部堺出張所	堺市
自衛隊大阪地方協力本部守口出張所	守口市

を

自衛隊大阪地方協力本部枚方出張所	枚方市
自衛隊大阪地方協力本部堺出張所	堺市

に改める。